

豊春地区

稻荷神社【上蛭田】

ご祭神は

うがのみたまのみこと
倉稻魂命

由緒・沿革

鎮座年月日は不詳なれど、口碑によると、天正五年【一、五七七】九月八日、当間市太夫が勧請して、村の鎮守にしたと言う。

『新編武蔵風土記稿』には、「稻荷社」村の鎮守とす。村民の持ち、末社「天神」・「愛宕社」・「弁天社」村民の持ちと記されている。

『武蔵国郡村誌』には、「稻荷社」『村社』村の南にあり、倉稻魂命を祀る。祭日二月

初午・六月十四日と記されている。なお、付記として、天正五丁巳九月八日当間市太夫
と言う者、勸請して村の鎮守となし、宝暦十二年壬午年再建すと云うと記されている。

神社行事

三月初午

伝統行事

不詳なり

ご祭神は

上筒男命
うわつっおのみこと

中筒男命
なかつっおのみこと

底筒男命
そこつっおのみこと

住吉神社【下蛭田】

由緒・沿革

鎮座年月日は不詳なれど、『新編武蔵風土記稿』の花積村の項に、天正十九年の勧請にて、下蛭田村の鎮守なり、東光院持ち、神体は円径一尺余の鏡板にて梵字を彫れり、とある。この神社は、元は花積台地の突端にある高台の地であつたが、昭和三十年に、春日部駅西口の第一区画整理事業地の埋め立て用に掘削されて、今は低地に鎮座している。

『新編武蔵風土記稿』には、下蛭田村には、「稻荷社」・「雷電社」・「荒神社」村民の持ちと記されていて、住吉神社のことは花積村内にあることが記されている。

『武蔵国郡村誌』には、「住吉社」・『村社』花積村字台耕地に鎮座あり、上筒男命・中筒男命・底筒男命を祀る。祭日六月十五日と記されている。また、「稻荷社」平社、村の東方にあり倉稻魂命を祀る。祭日二月五日とある。

神社行事

春祭五月二日・例祭七月十五日

伝統行事

江戸時代から伝承されている『ささら獅子舞』が行なわれていたが、昭和三十九年住吉神社の移築により、『ささら獅子舞』は中止となったが、平成六年七月『保存会』の発足により再現されるようになった。この『ささら獅子舞』は「ささら」と呼ばれる竹の端を縦に細く割った竹筒に、鋸の歯形に凹凸に作られた竹の棒をこすり合わせて奇妙な音を出した音色の音楽に合わせて「牝獅子」・「中獅子」・「牡獅子」が舞を披露するそれに合わせて「ヒョットコ」が現われて男根に擬した棒等を持って道化役の舞いをする。舞いの始めは下蛭田集会所【元東光院薬師堂跡】から出発して、「天狗」を先頭に御位持ち、御幣持ち、しめ縄持ち、弓持ち、花持ち、笛方、獅子と氏子代表で行列を組み、住吉神社へ向かい獅子舞が行なわれていた。

『伝説』によると、この地は、太田道灌が狩りに出たとき雨に降られ、とある農家に雨具を所望したところ、娘が山吹きの枝を差し出したという話の場所であると言い伝え

られている。

香取神社【新方袋・南中曾根】

ご祭神は

経津主神
ふつぬしのかみ

大日靈貴尊
おおひるめむちのみこと

【天照皇大神】

誉田別尊
ほんだわけのみこと

火産靈神
ほむすびのかみ

由緒・沿革

鎮座年月日は不詳なれど、口碑によると、創建は建武甲戌年五月と伝えられている。また、延宝六年九月嵐により大破したるを再建したと伝えられている。

明治六年四月『村社』に列格。明治四十五年七月、南中曾根の「八幡社」・「神明社」・「荒神社」を合祀する。大正十三年十一月、幣帛共進社に指定される。昭和二十五年一月二十五日「宗教法人」登録。

『新編武蔵風土記稿』には、新方袋村には、「天神社」村民の持ちとあり、中曾根村には、「香取社」当村及び新方袋村の鎮守にて、両村の界にあり海善院・満蔵寺の持ちとある。

末社「第六天」・「白山」・「大黒天」と記載されている。

『武蔵国郡村誌』には、中曾根村「香取社」村社にして、村の西方にあり、経津主命を祀る。新方袋村「香取社」村社にして村の西方にあり、経津主命を祀る。祭日六月二十三日と記載されている。

神社行事

春祭二月七日・例祭七月二十三日・秋祭十一月二十九日

伝統行事

不詳

その他

明治二十二年の市制・町村制施行により豊春村が成立する際、新方袋村は当時の行政指導では、江戸時代から百間領に所属していたので、内牧村に合併するように指導されていたが、村民の反対により採決の結果、豊春村に合併が許可された経緯がある。

その理由の第一が、鎮守様の「香取神社」は、中曾根村と同一の「鎮守」であり、更に内牧村とは、古隅田川を隔て、交流がないことを根拠に、裁定された経緯がある。

◎神社の鳥居の下から神社の脇に通じる道は、古代の奥州古道【中世には、鎌倉街道と称された道】である。

二ノ宮神社【花積】

ご祭神は

くにとこたちのみこと
国常立尊

わけいかづちのみこと
別雷命

うがのみたまのみこと
倉稻魂命

由緒・沿革

鎮座年月日は不詳

『新編武蔵風土記稿』には、花積村は慶安【一、六四八】の頃裏慈恩寺村の民来たりて荒れ地を開き村落となすと云、元禄の改めにより上蛭田枝郷とのせ、此の村の名見ゆとあり、太田庄に属せり、土人の話に村名は古へ慈恩寺の観音へ此の地より多く花を積みて供へし故この名起これりと、郷名の由来を記している。しかし、「二ノ宮社」なるものの記載はない。神社としては、聖天社、村の鎮守なり、東西寺持ち、雷電社村民の持

ちと記されている。

明治六年『村社』に列格。昭和二十四年「宗教法人」登録。

『武蔵国郡村誌』には、二ノ宮社「村社」村の中央にあり、国常立尊を祀る。祭日六月二十日・稲荷社、村の中央にあり、倉稻魂を祀ると記されている。この事項から思考して「二ノ宮神社」は明治初期に、聖天社・稲荷社・雷電社を合祀し、名称を変更したものと思われる。

その他

この神社の付近には、縄文時代の遺跡が多く存在している。

香取神社【増富】

ご祭神は

経津主神ふつぬしのかみ

由緒・沿革

鎮座年月日等是不詳。

『新編武蔵風土記稿』には、「香取社」村の鎮守にて、社内に本地仏十一面観音を安ず、福蔵院持ち、とあり末社稻荷・天神と記されている。

『武蔵国郡村誌』には、「香取社」『村社』村の坤の方にあり、経津主命を祀る。祭日六月十九日と記されている。

明治六年「村社」に列格。昭和二十五年「宗教法人」登録。

神社行事

不詳

伝統行事

不詳

神明社【増戸】

ご祭神は

おおひるめむちのみこと
大日靈貴尊 【天照皇大神】

由緒・沿革

鎮座年月日は不詳

『新編武蔵風土記稿』には、「神明社」村の鎮守にて、浄泉寺持ち。「稻荷社」村民の持ちと記されている。

『武蔵国郡村誌』には、「神明社」「村社」村の西方にあり大日靈貴尊を祀る。祭日七

月十四日と記されている。

明治六年「村社」に列格。昭和二十五年「宗教法人」登録。

神社行事 不詳

伝統行事 不詳

香取神社【上大増新田】

ご祭神は

経津主神ふつぬしのかみ

由緒・沿革

鎮座年月日は不詳。当地は寛文十年【一、六七〇】に開発された新田であると、『新編武蔵風土記稿』に示されているように江戸時代から始まっている。

『新編武蔵風土記稿』には、「香取社」村の鎮守にて里正【名主】の持ちとある。

『武蔵国郡村誌』には、「香取社」「村社」村の西方にあり経津主命を祀るとある。

寛文十年勸請、祭日二月十一日と記されている。明治六年「村社」に列格。昭和二十

四年十月十八日「宗教法人」登録。

神社行事

春祭二月十一日・秋祭十二月六日

伝統行事

十月頃虫追いの十寒夜がある。【下大増新田も同じ】

香取神社【下大增新田】

ご祭神は

経津主神
ふつぬしのかみ

由緒・沿革

下大增新田も上大增新田と同時代に開発された村である。

鎮座年月日は不詳であるが、寛文十年に勧請創建されたものである。

『新編武蔵風土記稿』には、村の鎮守にて、里正【名主】の持ちと記されている。

『武蔵国郡村誌』には、香取社、「村社」村の西方にあり、経津主命を祀る。祭日二月十一日とある。

明治六年『村社』に列格。昭和二十四年十月十八日「宗教法人」登録。

神社行事

春祭二月十一日・例祭十月九日・秋祭十二月六日

伝統行事

上大増新田の「香取神社」と同じ。

香取神社【谷原新田】

ご祭神は

経津主神ふつぬしのかみ

由緒・沿革

谷原新田の開発は、中村多左衛門重政・高田三郎なる者、元は工匠を業とせしが、寛文九年、日光山御宮御修営の事に預かり、工竣て後其賞として若干の金を賜へり、然るに其金を無益の費に失はんことを恐れ、当所新開のことを願ひ上げれば、願ひのごとく御免ありしゆへ則新開する所なりと、『新編武蔵風土記稿』に、その村の生い立ちが記さ

れている。鎮座年月日は不詳なれど、前記史料より類推して新開後「香取社」を勧請されたものと思考される。

『新編武蔵風土記稿』には、「香取社」村の鎮守なり、浄法庵の持ちと記されている。『武蔵国郡村誌』には、「香取社」『村社』村の中央にあり、経津主命を祀る。祭日二月十一日と記されている。

明治六年「村社」に列格。大正十二年の関東大震災により、社殿倒壊し、大正十五年五月再建す。昭和二十四年十月十八日「宗教法人」登録

神社行事

春祭二月十一日・例祭七月十四日・秋祭十二月十四日

伝統行事

不詳

八幡社【谷原新田】

ご祭神は

ほんだわけのみこと
誉田別尊

由緒・沿革

『新編武蔵風土記稿』に寛文九年造立と云、西谷原新田の鎮守なり、心光庵持ち、と記されている。詳細については不明。

『新編武蔵風土記稿』には、西谷原新田は元東谷原新田と一村にして、元禄後分かれし村であると記されている。神社の由緒・沿革については前述のとおり。

『武蔵国郡村誌』には、八幡社「平社」村の北方にあり誉田別尊を祀る。祭日二月十五日と記されている。

神社行事

不詳

伝統行事

不詳

三郎谷稲荷社【谷原新田】

ご祭神は

うがのみたまのみこと
倉稲魂命

由緒・沿革

鎮座年月日は不詳なれど、境内にある高田宮水田移管記と題した石碑の碑文によると谷原新田開発に功績のあつた高田三郎氏のために建立された社であると言ひ伝えられてゐる。高田三郎とは、日光東照宮ご修営に参加して、帰国の途次、中村重政と共に谷原新田の開発を幕府に願ひ出て開墾した後に年貢を納付するにあたり、開墾間も無くのた

め収穫もままならず困惑した時、中村氏は生家に頼り年貢を納めたが、高田三郎は耕作者の負担を考えて、その年の年貢を納めなかったので、幕府から処分され、処払いを命ぜられ何処かに去ってしまった。三郎谷地区の農民は、その功績を称え尊敬して、遺徳を偲んで、「稻荷社」を建立したと伝えられている。

神社行事

不詳

伝統行事

不詳

境内内の石碑

◎『三郎谷之碑』【天保四年建立】この石碑は神社の左側奥に鉄柵に囲まれた自然石に刻まれている。碑文は漢文で旧漢字も異体文字のため解読が困難である。ここに表示したいが、残念ながら文字を表示することが不可能なので、碑文を解読し、要約すると

つぎのとおりである。

東の方岩築城を隔つること一里の所を谷原邑という。この昔寛文巳酉東都の人高田三郎・中村重政、俱に県官に乞いて開拓せし所なり。当村の有司、その地を三分して一は以て牧地となし、二は即ち以て二子に賜ひたり、故に今も東西を以て之を称するなり。

三郎は東邑に處り、重政は西邑に處り各々の功を以てその邑人を支配せり。人民聚樂して今に至るまで其の賜を受くるなり。呂覽二日く「民は賢に従う」と。二子の如きはあに賢といわざるべけんや。のち三郎故あつて東邑を去り、終にその卒する所知らざるなり。今東邑に三郎谷【さぶや】と称するものはすなわちこれ三郎の旧地なり。このごろ東邑の長、平君美その功ありて後無きをあわれみ、西邑の長、藤存義と謀りまさに碑をその地に建てて以てこれを表せんとし、すなわち富子を介して、はるかに予を文を請ふ。

それ事は世をむなしゆうして相感じ或いはその人を待ちてしかる後あらわる。故に身は美しい宝玉をいだけども名はあるいは煙滅して称せられず、これ史遷の嘆ずるところなり、而して今吾この挙に感ずるところあり、よつてその事を叙して刻む。

天保癸巳年五月 岩築 潜龍親順撰 糟壁 次郎兵衛書 野口通衛刻 とある。

裏面には、碑面に所謂平君美とは、その先祖義将といひ、元和元年之季、代官は義将を東邑の長に命ぜしは、けだし三郎がその邑を去りしが故なり、君美に至るまで世々その職【名主】を継ぎしなり、君美は七世の孫なり。易に日く「積善の家には必ず餘慶あり」と。義将の行なう事は概ね見るべし。碑成りし後、また邑人のもとめに応じて君美の為に記すこと斯くの如し。とある。

◎『高田宮移管記』 社前右側にある。

高田宮は我三郎谷地方の開発恩人たる高田三郎氏の靈を稻荷神社の境内に祀れる私護神社なり組合員種村六蔵氏の高祖種村長次郎氏水田六畝歩を奉納して祭祀の料に供せ

しより世々之を管理して六蔵氏の代に及び其収益を以て水田壺反歩となせり然るに其水田は依然として種村家の私有財産として登録せしに高田宮は公式に登録せられたる神社に非ざるを以て法律之を許さず是れ已むを得ずして稻荷神社の名義を仮用して其所有権を移せる所以なり後世に至り事実の不明に帰し高田宮の祭祀を忽にせんことを恐れ茲に其顛末を記すものなり。と記されている。

その他

この神社の位地は、昭和三十年頃には、一望千里の田圃の中に、大きな松の木が一本ある小島のような所であった。当時の農家の人達は谷原耕地に農作業に出たときは、昼飯や休息の時の憩いの場所として利用されていた。今は区画整理事業によって開発され、家並みに囲まれてしまつて、この神社の場所も分かり難くなつてしまつた。